

## 介護保険のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料の一部減免を実施しています。下記の条件に全て該当する方は申請により認められれば、年間保険料が31,900円となります。※平成29年度以前の保険料は対象になりません

- ① 介護保険料の所得段階が第2段階および第3段階の方
- ② 介護保険料の未納がない方
- ③ 他の世帯に属する方の扶養(税および医療保険)になっていない方
- ④ 世帯の年間収入合計額が下表の額以下の方

### 世帯の年間収入合計額

- 1人世帯……120万円以下 ● 2人世帯……170万円以下 ● 3人世帯……220万円以下
- 以降世帯員1人増えるごとに50万円加算

- ⑤ 世帯の預貯金の合計額が下表の額以下の方

### 世帯の預貯金合計額

- 1人世帯……120万円以下 ● 2人世帯……170万円以下 ● 3人世帯……220万円以下
- 以降世帯員1人増えるごとに50万円加算

- ⑥ 現在住んでいる家、土地以外に活用できる資産のない方

※申請時には、年金支給決定通知書等収入の分かるもの・預貯金通帳・医療保険証などが必要です。事前にお問い合わせください

◆ 申請受付 6月12日(火)～平成31年3月29日(金)

◆ 災害やその他特別な事情

震災、風水害、火災等による損害および病気、失業、倒産等により収入が著しく減少したときには減免される場合がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

☎ 介護福祉課 ☎ 25-1144 / 端野保健福祉課 ☎ 56-2117  
 常呂保健福祉課 ☎ (0152)54-2114 / 留辺蘂保健福祉課 ☎ 42-2425

## 特定医療費(指定難病)患者等 通院交通費助成 (特定疾患と血液透析)

6月は特定医療費(指定難病)患者等通院交通費助成の申請受付月です。

● 特定医療費(指定難病)・特定疾患で遠隔地へ通院されている方

片道100km以上の遠隔地(道内)へ通院する場合の交通費の一部を助成します。

① 北海道知事が発行する特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証の交付を受けている方で、助成対象期間の属する年度の前年度の市道民税が非課税の方

◆ 助成額 利用する交通機関にかかわらず、市長が定めた額の2分の1を助成します(1カ月の助成限度額は、7500円)

● 血液透析で通院されている方

血液透析のため通院し、交通費を負担している方へ交通費の一部を助成します(タクシーチケットと選択制)。

② 通院に交通機関(家用自動車を含む)を利用し、交通費を負担している方  
 ・じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方

・対象者本人または保護者(対象者が未成年の場合)の助成対象期間の属する年度の前年度市道民税が非課税の方  
 ・タクシーチケット(北見市重度身体障がい者交通費助成)の交付を受けていない方

◆ 助成額

① 通院距離が、片道20km未満の方は、

健康・福祉

国保

年金

官公庁

26

1カ月あたり2500円(一律)  
 ② 通院距離が、片道20km以上の方  
 次の基準で計算した交通費の2分の1  
 ・ 家用車利用区間は車賃(1kmあたり37円)  
 ・ バス・鉄道を利用の場合は、通常の経路による最小経費の運賃(1カ月あたり7500円を上限)

【共通事項】

① 次の必要書類をそろえて、左記まで申請してください

① 北海道知事が発行する特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証(血液透析を受けている方は身体障害者手帳) ② 受診時の領収書(または医療機関発行の通院証明書)  
 ※ 受診料がかかっていない方は、重度心身障害者医療費受給者証をお持ちください  
 ③ 印かん・預金通帳(本人名義)  
 ※ 介護保険・障がい福祉サービスにて、タクシーを利用の方は、事業者から発行された請求書を持参ください

☎ 障がい福祉課 ☎ 25-1136 / 端野保健福祉課 ☎ 56-2117 / 常呂保健福祉課 ☎ (0152)54-2114 / 留辺蘂保健福祉課 ☎ 42-2425

## よくわかる介護保険講座

① おおむね65歳以上の方  
 ② 介護保険制度、介護予防、高齢者福祉サービスなどについての講話  
 ③ 7月6日(金)/13時30分～15時  
 ④ まちきた大通ビル5階 A会議室  
 ⑤ 25人(先着順)

⑥ 前日までに電話で左記へ

☎ 介護福祉課 ☎ 25-1144